

人口・社会統計部会の審議状況について(報告)
(国民生活基礎調査の変更)

資料 2

| 項目 | 変更内容等 | 部会審議 | | 審議の状況 |
|---|---|------|-----|---|
| | | 第1回 | 第2回 | |
| 1 計画の変更 | ○ 調査票の設問の記載ぶりの変更等 | ● | | <p>・適当と整理 (報告者において、設問の趣旨を適切に理解できるようにすることで、未記入や誤記入を防ぐものであること)</p> |
| | ○ 集計事項の再整理 | ● | | <p>・適当と整理 (集計事項一覧とe-Statとの整合性を確保するほか、これまで調査票情報の二次利用により行ってきた重要な集計を本調査の集計事項の一つとして位置づけるものであること)</p> |
| 2 過去の答申(※)における「今後の課題」への対応状況 (※)令和3年7月30日 | <p>① 新たに設けた健康票の質問8(注)の有用性の分析及び類似項目との関係の明確化</p> <p>(注)障害者統計の充実を図る観点から国連統計委員会に設けられた「ワシントングループ」が開発した質問セットに準拠した調査事項(日常生活における機能制限について報告を求めるもの)</p> | ● | | <p>・おおむね適当と整理 (①健康票の質問8を新設したことにより、国際機関が求めるデータを提供できる環境整備に寄与することはもとより、他の関連統計との比較可能性の向上や、より詳細な分析に資する効果がある。②質問8の追加により、他の類似項目の記入状況への影響も認められない。③類似する調査事項それぞれについて、具体的なニーズがあり、直ちに他の項目で代替できる状況ではない。)</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>◆調査票の内容審査の段階で、調査項目間における回答内容の整合性の確認は行っているか。</p> <p>◆既存の調査事項も含め、現段階において調査事項ごとの必要性に相違があることは理解する。しかし、それでは、細かな必要性の相違を理由として、調査事項が増える傾向が生じる懸念がある。国際基準に沿った調査事項である質問8を追加したことにより、将来的には、既存項目の把握目的を代替する可能性も出てくるのではないか。</p> <p>◆重複感があるような設問を設けている場合には、その設定理由について、公にして理解を得る必要があるのではないか。</p> |
| | ② 未成年に係る健診等の受診状況について | ● | | <p>・適当と整理 (未成年者の健診等の受診状況に係る公的統計の状況を確認したところ、データが把握されていないのは、一部の範囲(①18歳及び19歳の学生、②15歳以上20歳未満であって就学も就労もしていない者)にとどまっており、以下の理由により、調査事項の対象年齢を拡大しないことに大きな問題は認められない。)</p> <p>i) ①については、学校において健診等が義務づけられており、本調査で殊更に健診等の状況について回答を求める必要が乏しい。</p> <p>ii) ②については、未成年者に占める割合が小さく、標本調査として行われる本調査において仮に把握するとしても、分析に活用できる十分なデータが得られないと見込まれる。</p> <p>iii) 健診等の受診状況について、従前から、飲酒・喫煙といった生活習慣と関連づけて把握するという調査設計に、大きな問題が認められない。</p> |
| | ③ 回収率向上に向けた取組の効果検証等 | ● | ● | <p>・引き続き審議 (オンライン回答の導入、郵送回収の前提となる調査員の訪問回数の緩和、コールセンターの設置など、いずれの取組についても、事務負担の軽減、調査の効率化等の観点で効果があつたと認められ、新たな取組も予定されていることから、対応状況としては適当と考えられる。ただし、オンライン回答の導入が、調査全体の回収率の向上に寄与しているかどうかについては、再確認が必要)</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>◆郵送回収を補完的手法にとどめ、オンライン回答を増やしていくことが今後の課題である。国勢調査における先事例を参考にするなど、省の垣根を越えて、好事例の横展開をしてほしい。</p> <p>◆回収された調査票におけるオンライン回答の比率を上げることも重要だが、オンライン回答を導入したことが、調査全体の回収率の向上に寄与しているのかどうかについても確認する必要がある。本調査については、オンライン回答を認める地域を段階的に拡大しているのので、回収状況について、地域別の時系列データを整理してほしい。【→第2回部会での確認事項】</p> |

※部会日程

- ・第1回(第148回人口・社会統計部会):令和6年10月3日(木)に開催
- ・第2回(第149回人口・社会統計部会):令和6年11月5日(火)に開催予定